

(15) 児童育成支援拠点事業

事業内容	確保の内容
養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。	今後、ニーズに応じて検討していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

事業内容	確保の内容
児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。	今後、ニーズに応じて検討していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

事業内容		令和7年	令和11年
妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。	妊娠届出数	192	174
	1組当たり面談回数	2.06回	2.06回
	面談実施合計回数	396回	358回
	確保方策	館山市こども家庭センターおよび健康課	
母子健康手帳の交付、妊娠8か月頃、新生児訪問の機会に面談を実施し、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じた必要な支援につなげます。			

(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

事業内容		令和7年	令和11年	
全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。	0歳児	量の見込み(延べ人日)	4人日	4人日
		確保方策(延べ人日)	0人日	4人日
	1歳児	量の見込み(延べ人日)	6人日	6人日
		確保方策(延べ人日)	0人日	6人日
	2歳児	量の見込み(延べ人日)	4人日	4人日
		確保方策(延べ人日)	0人日	4人日
月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施します。				

(19) 産後ケア事業

事業内容		令和7年	令和11年
出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。助産師等の専門スタッフが、宿泊や日帰り、訪問で、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。	量の見込み	24人日	22人日
	確保の内容(実施場所)	医療機関及び助産院(委託)	
医療機関及び助産院の5か所に産後ケア事業を委託しています。現状の体制を維持します。			

たてやまっ子 元気プラン

- 館山市こども計画 -

第1期計画 **概要版**

発行：館山市教育委員会教育部こども課 〒294-8601 千葉県館山市北条 1145-1

TEL: 0470-22-3496 FAX: 0470-23-3115



- 館山市こども計画 -

第1期計画

概要版

令和7年3月

館山市

計画の概要



計画策定の目的

国は、子どもや子育てを取り巻く社会状況の変化を受けて、2023(令和5)年4月に子ども基本法を施行し、子ども家庭庁を発足させ、そして同年12月に「子ども大綱」を策定しました。「子ども大綱」では、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しており、それを「子どもまんなか社会」と表現しています。より具体的には、「全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」としています。

「子ども基本法」において、子ども大綱を勘案した市町村版の「子ども計画」の策定が求められていること、また、館山市では、2024(令和6)年度で「館山市子ども・子育て支援事業計画-第2期計画-」が終了することから、「子ども・子育て支援事業計画」を包含する「館山市子ども計画」を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」と一体的に策定します。

基本的な考え方

本市のこれまでの子ども・子育てに関する計画や、国の子ども大綱の理念を勘案しつつ、本市のすべての住民が子育てを温かく応援するまちづくりを念頭に、子どもと若者の未来をみつめながら、子どもの最善の利益を第一に考え、豊かな人間として育つためのよりよい環境づくりを目指して、基本理念を以下のように定めます。



地域ぐるみで元気な親子を
はぐくむまち たてやま

～子ども・若者の笑顔が輝く環境づくり～

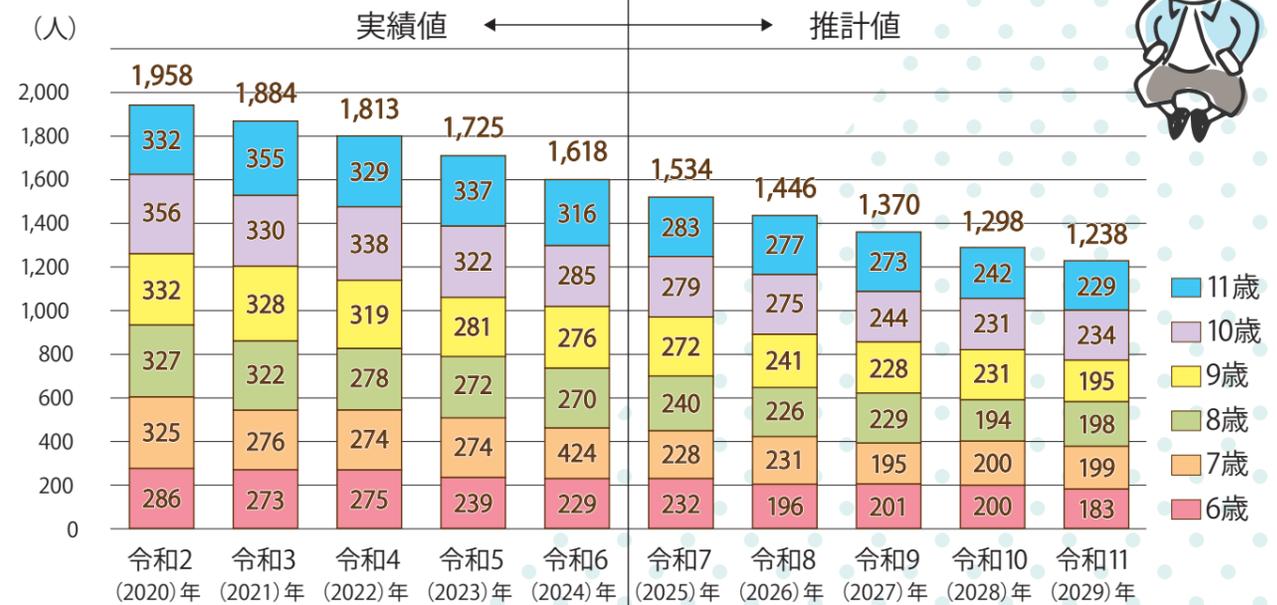
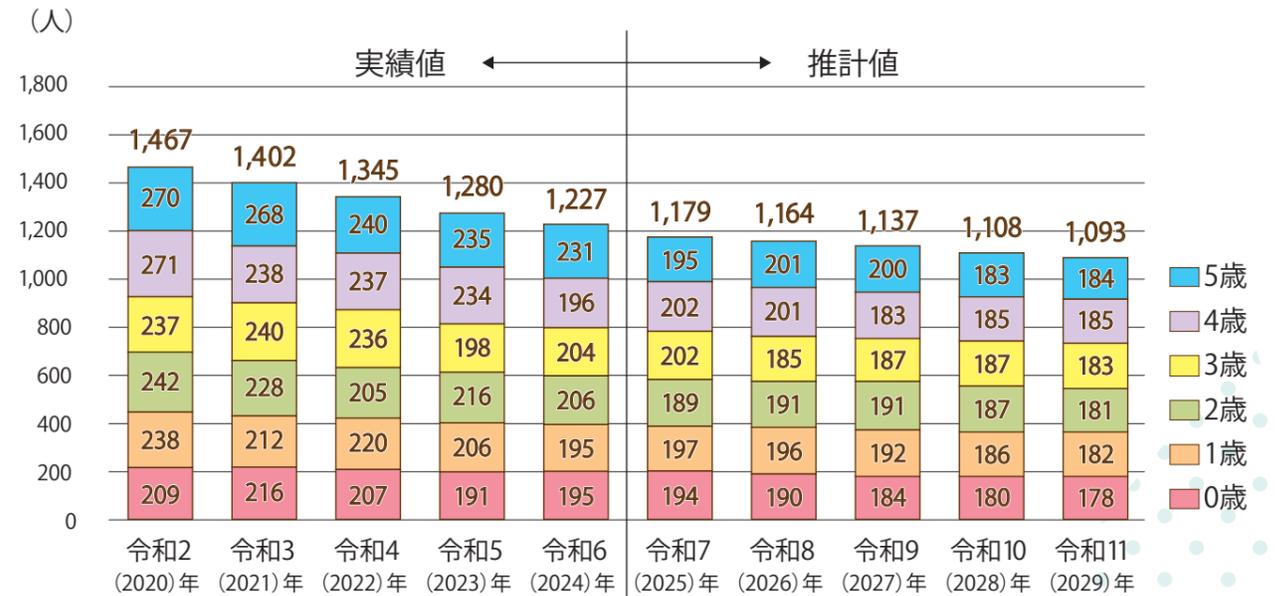


館山市のこども人口の推計

こども人口の見通し

本市の令和6年4月1日の、未就学児(0～5歳)の人口は1,227人、小学生(6～11歳)の人口は1,618人となっています。

推計人口からは、令和7年に未就学児が1,179人、小学生が1,534人、令和11年に未就学児が1,093人、小学生が1,238人へと減少が見込まれます。



※実績値は住民基本台帳(4月1日)。推計値は、コーホート変化率法により、令和2年から6年の人口をもとに推計。

施策体系図

本計画は、5つの基本目標と、20の基本施策により、各分野の施策を推進します。



幼児期の学校教育・保育の見込量及び確保策

単位 (人)	1号認定 (3~5歳)	2号認定		3号認定			
		学校教育希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	令和7年度	152	91	337	60	94	101
	令和8年度	149	89	330	59	93	100
	令和9年度	145	86	321	58	91	98
	令和10年度	141	84	312	57	89	96
	令和11年度	140	84	311	56	87	94
②確保方策	特定教育・保育施設	407		528	72	121	130
	企業主導型保育施設 (地域枠)			1	1	1	1
合計		407		529	73	122	131
過不足②-①(※令和7年度)		255		101	13	28	30

※3号認定の1、2歳の確保方策は計算上年齢別に分けたもの

地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策

(1) 利用者支援事業

事業内容	区分	令和7年	令和11年	
子どもやその保護者、又は妊娠している人などが、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。	量の見込み	基本型	2人	2人
	確保の内容 (実施施設)	子育てコンシェルジュを配置		
	量の見込み	こども家庭センター型	1か所	1か所
	確保の内容 (実施施設)	こども家庭センターを設置		

基本型として、こども課で子育てコンシェルジュを複数配置します。また、こども家庭センター型として、令和7年度よりこども家庭センターを設置します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	令和7年	令和11年	
乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。	量の見込み	延 17,768 人	延 16,573 人
	確保の内容 (実施施設)	1か所 (3か所) 0内は、出張子育てひろば。	1か所 (3か所) 0内は、出張子育てひろば。

子育て親子の交流や相談、情報提供や世代間の交流を通じて子育ての不安解消を目的とし、元気な広場を中心に、引き続き、親子の交流の場を提供していきます。

市民、指定管理者、市が協働で、市民ニーズに沿ったイベントや講座、相談等の事業を展開し、親子が安心して利用できる癒しの空間の提供に努めるとともに、子育て支援のネットワーク形成を図ります。また、出張子育てひろばについても市民のニーズにあった開催場所や方法を検討し、開催していきます。

(3) 妊婦健康診査

事業内容	令和7年	令和11年	
妊婦が妊娠期間中に必要な医学的検査が受けられるよう、母子健康手帳交付時に受診票を配布し、14回分(多胎の場合は16回)の健診費用を助成します。	量の見込み	延 2,716 件	延 2,492 件
	確保の内容 (実施施設)	医療機関及び助産院	

安全で安心な出産のために、引き続き14回(多胎の場合は16回)の助成を推進していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業内容		令和7年	令和11年
生後4か月までの乳児がいる全家庭を保健師又は保健推進員が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行います。	量の見込み	194人	178人
	確保の内容(実施施設)	館山市健康課(委託も含む)	
生後4か月までの乳児のいる全家庭に対し、実施します。			

(5) 養育支援訪問事業等

事業内容	確保の内容
養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。	国の基準に応じた事業の実施予定はありませんが、乳児家庭全戸訪問事業等で支援が必要な家庭を把握し、個別に支援を継続することで対応していきます。

(6) 子育て短期支援事業

事業内容		令和7年	令和11年
短期入所生活援助(ショートステイ)事業と夜間養護等(トワイライトステイ)事業があります。ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。	量の見込み	延54件	延49件
	確保の内容	検討	
委託先の確保を含め、実施体制の整備に向けた検討を進めます。			



(7) 一時預かり事業(幼稚園型・一般型)

事業内容(幼稚園型)		令和7年	令和11年
幼稚園又はこども園について、通常の教育時間終了後に一時的に預かる事業です。	量の見込み	延23,754人	延21,891人
	確保の内容	5か所	
本市では、公立のこども園3園と、幼稚園1園、私立のこども園1園において預かり保育を実施しています。			

事業内容(一般型)		令和7年	令和11年
乳幼児について、主に昼間に保育園その他の場所において、一時的に預かる事業です。	量の見込み	延3,650人	延3,365人
	確保の内容	私立こども園1か所	
令和7年度より私立認定こども園 OURS 館山において実施します。			

(8) ファミリー・サポート・センター事業

事業内容		令和7年	令和11年
子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人(おねがい会員)と、援助を行うことを希望する人(まかせて会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。	量の見込み	延81人	延64人
	確保の内容(実施場所)	館山市ファミリー・サポート・センター	
ファミリー・サポート・センター事業は、元気な広場を拠点に実施しています。現状の体制を維持するとともに、利用方法を検討していきます。			

(9) 延長保育事業

事業内容		令和7年	令和11年
通常の保育時間である11時間を超えた開所時間で保育を行う事業です。	量の見込み	40人	37人
	確保の内容	3か所	
館山教会附属保育園、聖アンデレ保育園、私立認定こども園 OURS 館山で11時間以上の預かりを実施しています。現状の体制を維持します。			

(10) 病児保育事業

事業内容		令和7年	令和11年
子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。	量の見込み(体調不良児対応型)	延1,705人	延1,580人
	確保の内容(実施場所)	2か所	2か所
本市では、亀田ファミリークリニック館山内にある病児・病後児保育室「こがめちゃん」で病児・病後児保育事業を実施しています。1日当たり定員6人の体制を継続します。また、令和7年度より私立認定こども園 OURS 館山にて、在園児を対象とした、体調不良児対応型を実施します。			

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童対策の推進)

事業内容		区分	令和7年	令和11年
放課後児童健全育成事業(学童クラブ) 共働き家庭など留守家庭のおおむね11歳未満の児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。 放課後子ども教室 放課後や週末等に小学校の余裕教室を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子ども達に勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流の機会を提供する事業です。	量の見込み	1年生	130人	151人
		2年生	117人	136人
		3年生	96人	111人
		4年生	47人	55人
		5年生	10人	11人
		6年生	5人	5人
	計	405人	469人	
確保量(定員)			410人	495人
確保の内容			8か所	4か所
本市では、公設7か所、民設1か所の学童クラブがあります。また、市内全ての小学校区(10か所)で放課後子ども教室を実施しています。 見込量は、定員を下回ることが見込まれます。なお、今後の学校再編に伴う学童クラブの合併において、学童クラブの数は減少する予定ですが、定員の拡大を図ることから、潜在的なニーズが顕在化することで利用者数が増加する見込みとしています。 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、学童クラブを設置する小学校区において、放課後子ども教室との連携を図り、一体的な実施に努めます。 また、小学校ごとの協議会等においては、プログラム内容、実施日や余裕教室の活用方法、さらに、放課後活動の実施にあたっての責任体制等について、定期的な情報交換の場となるよう、その役割について検討します。 さらに、障害児など特別な配慮が必要な児童が利用する際には、関係機関で連携し、適切な対応に努めます。				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	確保の内容
保護者の世帯所得の状況等を踏まえ、幼稚園、保育園、認定こども園等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	新制度に未移行の幼稚園に在園する低所得世帯を対象に副食費の一部を補助しています。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容	確保の内容
幼稚園、保育園、認定こども園等について、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から、調査研究及びその設置・運営を促進するための事業です。	本市では、野外保育を実施する「森のようちえんはっぴー」の利用者を対象に、保育料の一部を補助しています。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

事業内容	確保の内容
訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。	今後、ニーズに応じて検討していきます。